

平成30年05月24日

葉山町議会 伊東圭介議長 殿

陳情 “罪を犯した議員への対応に関する”
条例制定及び改正を求める

陳情趣旨

現在、議会運営委員会で継続的に審査されている「議員の倫理に係る条例等における規定について」の審査内容の密度及びスピードを上げ、第4回定例会までに反社会的罪を犯した議員に対する処分検討が議会で可能となる条例制定及び現条例の改正を求める。

陳情の理由

議会は平成28年9月に公費で山梨学院大江藤教授に「罪を犯した議員への対応—議員の倫理に関わる条例等における規定について」の調査依頼をし、その回答を平成29年2月に受けている(全16ページ)。

たとえ執行猶予付きとは言え、反社会的罪を犯した議員の処分について条例化することにより、次期改選(平成31年4月)の全立候補者が、葉山町議として罪を犯せば執行猶予付きで公職選挙法で身分が保証されても合法的に処分されることを知らしめることが重要。

NPO法人 葉山町民オンブズマン
葉山町堀内 1735-109
電話:875-3881

代表理事 庄武 和敏
理事 佐藤 文彦
(代表陳情人) 理事 黒下 行雄
理事 野中 康司
理事 酒井 重成
理事 守屋 亘弘
理事 鎌倉 茂樹

